

# 河原こども連会則

- 第一条(名称) 私達子ども会の名前を『河原こども連』と呼び、本部を河原自治会館に置く。
- 第二条(組織) 私達こども連は、河原地区に住む小学生で組織する。
- 第三条(目的) 私達は、会員同士が仲良く協力し、遊びや奉仕を通じて明るく元気で素直な子どもになることを目的とする。
- 第四条(役員) この会を運営していくために、原則として次の役員を置く。
- |          |          |
|----------|----------|
| 1.子ども    | 2.育成会(親) |
| 会長 … 1名  | 会長 … 1名  |
| 副会長 … 1名 | 副会長 … 1名 |
| 書記 … 1名  | 書記 … 1名  |
| 会計 … 1名  | 会計 … 1名  |
- 第五条(行事) この会に於いて、予定した行事及び町子連の主催する行事に積極的に参加する。保護者はその行事の運営にできる範囲で協力をする。
- 第六条(会費) 会費は無料。自治会の助成金でまかなうこととする。行事によって費用が掛かる場合は、参加者からその都度集金をする。
- 第七条(保険) 町子連の行事参加中または、輸送中に万が一事故があった場合には、安全保険内で処理する。
- 第八条(臨時総会) この会は、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第九条(改正) この会則を改正する時は、会員の1/2以上の同意を必要とする。
- 第十条(実施) この会則は平成31年4月1日より実施。

平成31年4月1日改正